

(別紙) パブリックコメント結果

令和4年12月15日

小金井市個人情報保護条例改正（案）についてに対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和4年10月14日から同年11月14日まで

意見提出数：1人・2件

注) 以下「法」は令和5年4月1日時点の個人情報の保護に関する法律、「審議会」は小金井市情報公開・個人情報保護審議会のことです。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	条例案第1条（目的） 条例案第2条（基本理念）	「1 個人情報保護制度改正の背景」の最後に以下のように書かれています。 「小金井市では今年度から小金井市情報公開・個人情報保護審議会において、デジタル社会の個人情報の利活用を認めつつも、小金井市が長年培ってきた、個人情報保護制度の水準及びその運用の透明性の確保を踏襲するよう審議を重ね、この度、改正条例案を策定しました」さらに、「2 条例改正の基本的方向性」では、「個人情報の効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな市民生活の実現に資するもの」という認識に立ちつつ、現行条例の目的にある、	現行条例の目的・基本理念を継承することは、市としても重要なことであると認識し、審議会においても慎重に検討が行われました。そこで、現行条例と、法を比較したところ 現行条例中の 「目的」 <ul style="list-style-type: none">・ 個人情報の適正な取扱いを定めることにより、個人情報を濫用から保護すること・ 自己に関する個人情報の開示請求等の権利を保障し、もつて市民の基本的人権を擁護すること 「基本理念」 <ul style="list-style-type: none">・ 事業者及び市民は、個人情報を保護することが個人

		<p>「個人情報の適正な取扱いを定めることにより、個人情報を濫用から保護するとともに、自己に関する個人情報の開示請求等の権利を保障し、もつて市民の基本的人権を擁護すること」及び基本理念にある「個人情報を保護することが個人の尊厳の確保を図るために必要不可欠であることを相互に深く認識し、積極的に基本的人権の擁護に努めなければならない。」という考え方は、個人情報保護法にも基本理念として掲げられており、新たな制度の運用においても継承していきます。」</p> <p>「小金井市個人情報保護条例改正（案）について」ではこのように書かれているのですが、残念なことに条例改正案には、このことは条文にはありません。</p> <p>新条例のタイトルが「個人情報保護条例」となったことは評価しますが、それであるならば、新条例の冒頭は、現条例の第1条（目的）、第2条（基本理念）も明示し、「継承」すべきだと思います。</p>	<p>の尊厳の確保を図るために必要不可欠であることを相互に深く認識し、積極的に基本的人権の擁護に努めなければならない</p> <p>については、令和5年4月1日から適用される法第1条及び第3条に同様な趣旨の記述があり、現条例の目的・基本理念は新たな法の目的・基本理念に包含されるので、従来からの考え方は継承されるとの審議会での意見を踏まえ、条文には記載しないこととしました。</p> <p>なお、条例案においては、法に定めのない本市独自の措置として、個人情報保護制度の運用状況を公表することなどを盛り込み、積極的に基本的人権の擁護に資する施策を講ずることとし、従前の取組みも継承することとしており、今後も、個人情報の適正な取扱いに努めてまいります。</p>
--	--	--	--

2	その他	<p>「小金井市個人情報保護条例改正（案）について」を読むと、「条例改正」への市・審議会がこれまでの条例の先進性を「継承」という目的意識はそれぞれのテーマについて理解できます。しかし、「条例案」を読むと、それが、なかなか伝わってきません。「小金井市個人情報保護条例改正（案）について」の「3 新条例の案と解説」で書かれていることなどを新条例に盛り込むことで、市・審議会の改正にあたっての目的意識が市民に共有されるのではないのでしょうか。再度知恵を絞っていただきたいと思います。</p>	<p>「3 条例の案と解説」は条文の解説や考え方を示したものです。解説にある具体的な方策については、制度運用のための手引書等で補完していきたいと思えます。また、条例案第9条第2項では、「個人情報保護に係る施策及び個人情報の取扱いに係る状況について審議会に報告し意見を求めることができる。」とされています。これは、個人情報の概念や取扱いの方策が時代とともに変化することを踏まえ、あえて詳細な規定を設けず、審議会の意見を参考に方向付けをしていくべきだと考えたためです。また、改正条例案第10条では引き続き、市議会や市民への報告を義務づけており、今後も審議会委員の公募を継続する等、市民参加を得ることにより、個人情報に対する意識を市民と共有する仕組みを維持していきます。</p>
---	-----	--	--

参考：個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政

機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(基本理念)

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。